

川崎市歯の健康教室実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）及び歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、川崎市民の口腔疾患予防のため、口腔及び歯の機能と重要性、望ましい食習慣の形成及び歯みがきの重要性について、知識の普及を図るとともに、歯ブラシ等の使い方の実習を通して、正しい歯みがき習慣の確立を図る事を目的とする。

(対象者)

第2条 1歳児歯科健診及び1歳6か月児健診時に予約をした乳幼児及び1歳6か月児健診等を受けた他都市からの2歳未満の転入者を対象者とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）とする。

(従事者)

第4条 従事者は、歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員としそれぞれ次の業務を行う。

- (1) 歯科医師及び歯科衛生士は、歯みがきの重要性、う蝕予防について知識の普及を図るとともに、ブラッシング指導を行うものとする。
- (2) 歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員は、必要に応じて受付及び案内等を行うものとする。

(実施方法及び内容)

第5条 健康教室の実施方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 講義

- ア 乳幼児歯科相談について
- イ 乳歯の特性、機能及び重要性
- ウ う蝕とその予防
 - (ア) う蝕の成り立ち
 - (イ) 離乳の時期
 - (ウ) 食事と間食
- エ 歯みがきについて
 - 歯ブラシの選び方及び歯みがきの方法

(2) 実習

年齢に応じた歯のみがき方を実習し体得してもらう。

(3) フッ化物歯面塗布

保護者が希望する場合にはフッ化物歯面塗布を行う。

(報告)

第6条 従事者は実施結果を集計して日報に記載し、月報に計上して翌月15日までに健康福祉局保健所長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、歯の健康教室の実施に関し必要な事項は、健康福祉局保健所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。